

環境活動レポート

平成 20 年 12 月～平成 21 年 11 月

株式会社弥生石油店

作成日:平成 22 年 2 月 5 日

改定日:平成 22 年 7 月 21 日

組織の概要

1. 会社名 株式会社弥生石油店
2. 代表者名 代表取締役 川原 静恵
3. 認証登録事業所名 株式会社弥生石油店 本社
所在地 大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビル内
4. 認証登録範囲外事業所 弥生ひらかた SS
所在地 枚方市西禁野 2-4-10
※平成 21 年 12 月より弥生ひらかた SS を含めた活動を開始する。
5. 環境管理責任者 川原 奈美子
連絡先 TEL: 06-6364-3456
FAX: 06-6364-7467
6. 事業内容 石油製品卸売業・毒物劇物一般販売業・バッテリーの卸売業
7. 事業規模

活動規模	単位	平成 20 年	平成 21 年
売上高	百万円	1,180	911
従業員	人	10(6)	14(6)
本社床面積	m ²	30.92※	61.84※
弥生ひらかたSS	m ²	454.52	454.52

()内数値は本社

※本社床面積の増加(2倍)は、同面積の部屋を一室追加賃借した為

8. 設立 昭和 9 年 4 月

1. 環境方針

環境方針

<基本理念>

株式会社弥生石油店は「環境に配慮しない自己中心的な企業活動に繁栄はない」との認識に立ち、石油製品販売を中心とした企業活動を行うに於いて地球環境の保全に努め、持続可能な発展を目指します。

<環境方針>

1. 次の事項についての環境目標・活動計画を定め、継続的な改善に努めます。
 - ①二酸化炭素排出量の削減(地球温暖化防止)
 - ・電力・自動車燃料の使用の削減
 - ②廃棄物の削減及び再資源化の推進(継続的環境改善)
 - ・紙の使用量の削減
 - ③排水量の削減(水資源の保全)
 - ・一般水道水の削減
 - ④社会貢献
 - ・環境に配慮した商品の販売促進
2. 環境関連法規や当社が約束したことを遵守します。
3. 環境への取組みを環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。
4. 環境意識を高めるため、教育の充実にも力を入れます。

平成 20 年 12 月 5 日制定

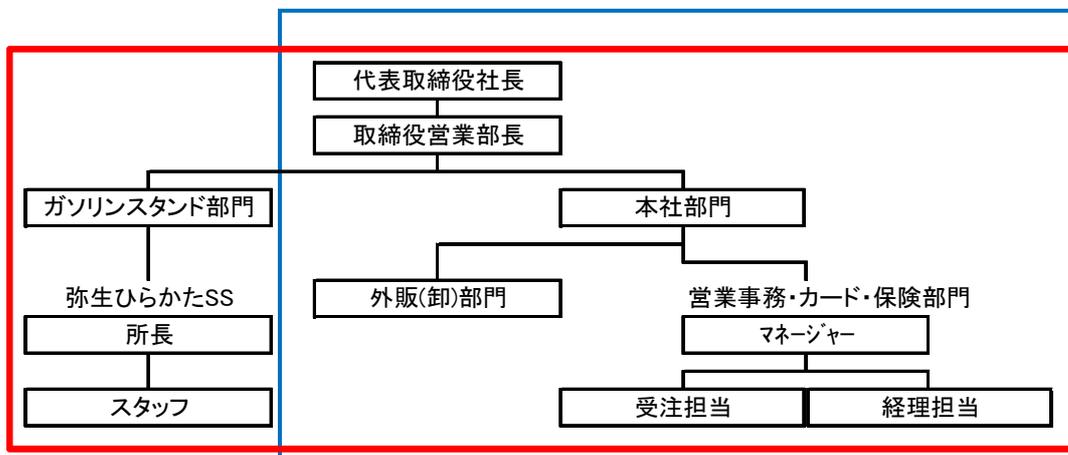
平成 21 年 1 月 5 日改定

平成 22 年 1 月 5 日改定

株式会社弥生石油店
代表取締役 川原 静恵

2. 実施体系と組織図

組織図



平成 21 年 12 月現在

青枠: H21 年 EA21 認証取得範囲

赤枠: H22 年 EA21 認証取得予定範囲

※EA21 の第1回中間審査にあたり本年(平成 22 年度)より全社(本社部門およびスタンド部門)を対象とする。

	役割・責任・権限
代表取締役社長 川原 静恵	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の策定 ・EA21 の実行に必要な資源(人・設備・費用)を用意 ・環境管理責任者の見直し ・EA21 の全体的な取組状況を評価し、見直し、必要な指示を行う
取締役営業部長 中川	<ul style="list-style-type: none"> ・EA21 の実行に必要な資源(人・設備・費用)を用意 ・環境方針を全員へ周知 ・環境法規の見直し
環境管理責任者 川原	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムを構築・維持 ・環境経営システムの構築・運用状態を社長に報告 ・環境活動レポートを取りまとめる ・環境管理ミーティングを開催する ・環境法規の取りまとめ
環境管理責任者 川原	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷に対する必要なデータを集計し、全従業員削減を啓蒙する (電気メーター・ガソリン・紙使用量の集計)
末吉	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ等の商品の販売量の管理 ・昼間の不必要な照明等の停止・業務終了時の主電源 OFF の管理
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められた事を守り、自主的・積極的に環境活動への参加

3 環境目標と実績及び評価

(1) 目標の達成状況(本社部門)

当社は、まず本社部門について平成 21 年 1 月より EA21 を構築し、環境活動に取り組んできた。

過去 2 年間における部門別の環境負荷実績及び 22 年度以降目標と、運用期間(平成 21 年度)の目標と実績は以下の通りです。(ただし、本レポート作成段階で認証を受けているのは本社部門のみ)

本 社

()内は昨年認証取得時の当初目標値

目標項目	単位	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績と(目標)	平成 22 年度 目標	平成 23 年度 目標
1 二酸化炭素 排出量の削減	kg- CO ₂	12,349	13,847	11,187 (13,709)	(13,571)	(13,436)
2 廃棄物 排出量の削減	Kg	102.9	106.0	100.46 (94)	(89)	(87)
3 環境配慮型 商品の販売	L	3,148	3,168	1,654 (3,360)	(3,600)	(4,800)
4 水使用量の 削減	—	水使用量については テナントビル一室を借用のため、水資源の投入量と総排出量を把握することが出来ないが水道使用時は節水を心掛けている。				

① 二酸化炭素排出量(電灯・電力消費量)

- 当社(本社)における二酸化炭素排出量(省エネルギー)で主なものは、事務所内のエネルギー消費(電灯・電力消費量)とガソリンによるエネルギー消費の 2 点に絞られる。
- 事務所内のエネルギー消費については、電灯によるエネルギー消費か、電力によるエネルギー消費かの分析が行いやすくするように 電気メーターを 2ヶ所に設置した。
- 室内に温度計を設置したこと(本社 307 号・308 号、SSセールスルーム 1階・2階)およびエアコン使用時の温度、エアコン電源の ON・OFF 時間を記入することで、無駄なエアコン電力使用を抑制する意識作りができたと考えている。この温度計による冷暖房の管理など、電力消費量の程度が適宜把握しやすくなった事で、不必要な電力の消費が大幅に削減出来た。
- 来客応接場所にクールビズ・ウォームビズ運動の推進のチラシを掲載し(夏場冷房 28 度、冬場暖房 20 度)、室内温度計の設置と合わせてエアコン電力節約をより推進できた。
- 電灯においては、昼休み中の消灯の実施により電灯の消費エネルギーを削減出来た。

② 二酸化炭素排出量(ガソリン消費量)

ガソリンにおけるエネルギーの消費については、ハイブリッド車への切り替え(1台)・不要なアイドリングストップの呼びかけ・車内の冷暖房の控えめ使用・公共交通機関の利用の促進により削減出来た。

③ 廃棄物排出量

- 廃棄物排出量(あるいはリサイクル推進)においての主なものは、事務所内のコピー用紙使用量を中心に測定した結果で、ミスコピーの防止・裏紙使用・事務所内の LAN ケーブル、USB等を使つてのデータのやり取り、書類の電子化を薦める事により削減は出来たが、目標は未達。
- 週に一度、必ず整理整頓および清掃を行い、環境美化に努めることで資料の紛失を防ぎ、印刷物の増加を抑制している。
- ごみの分別方法、種類の決定。掲示分別ボックスへの徹底。不用品廃棄の監視及び指導と2次使用の推進(郵送物の封筒)。
- シャチハタ、スタンプ台等のインク補充の実施により、新規備品購入の抑制(廃棄物の削減)ができたと考えている。
- マイカップ、マイ箸運動の推進に心掛けた。

<目標の見直し>

廃棄物排出量の削減については20年度の実績の計算方法計画が紙1枚に対しての重量×月末使用量としていたが、21年度は月末の総重量を体重計にて測量する方法に変更したため、使用数量が大きく増える数字となったので、年度目標の変更の見直しを行った。

22年度の目標設定は前年度対比3%削減とし、裏紙利用、両面コピーの促進、書類の電子化の徹底を図り、目標を達成出来るように取り組んでいきたい。

④ 環境配慮型商品の販売

環境配慮型商品の販売においては、昨年まで実績のあった既存のお客様からのオーダーが、原料であることもあり、生産調整の結果昨年前半はオーダーがなかった。厳しい販売環境でもあり、販売資料の作成、定期訪問時のユーザーへの説明を行い、取引先への働きかけをお願いしたところ、最近徐々にではあるが、実績に現れている。

しかし、目標達成にはまだ乖離があり、高い価格でも既存品から切り替えて頂ける提案をすることを今後も、引き続き課題としていきたい。

⑤ 水使用量の削減

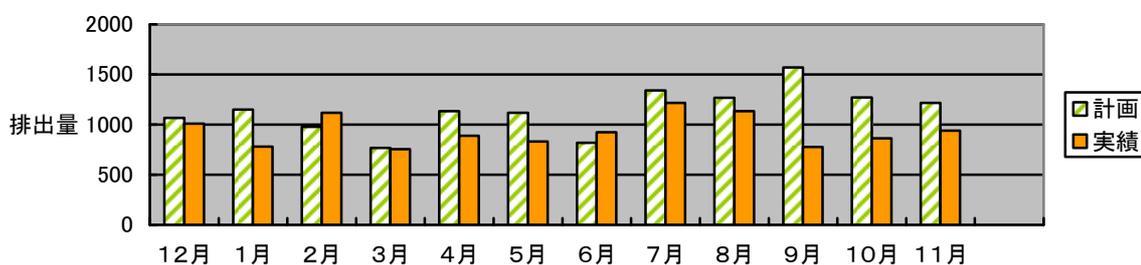
※水使用量についてはテナントビル一室を借用のため、水資源の投入量と総排出量を把握することが出来ないが水道使用時は節水を心掛けている。

⑥ その他

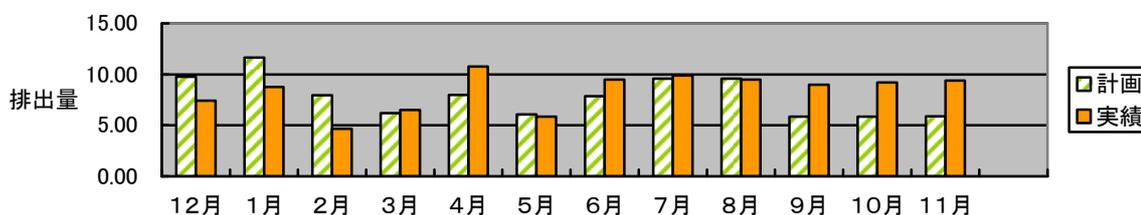
- EA21 取組にあたりオフィスビルの防災訓練に参加し、防災への取組を行う。
- EA21 の徹底を図るために、勉強会(環境の社内啓蒙活動)を定期的に開催していきたい。

環境意識を高めるために、教育(毎日の朝礼やミーティングなど)の充実にも力を入れ、今後も全従業員の環境意識が向上していくように、それぞれが工夫を凝らしながら、環境負荷の軽減に取り組み、責任をもって、各々の役割を果たしていきたい。

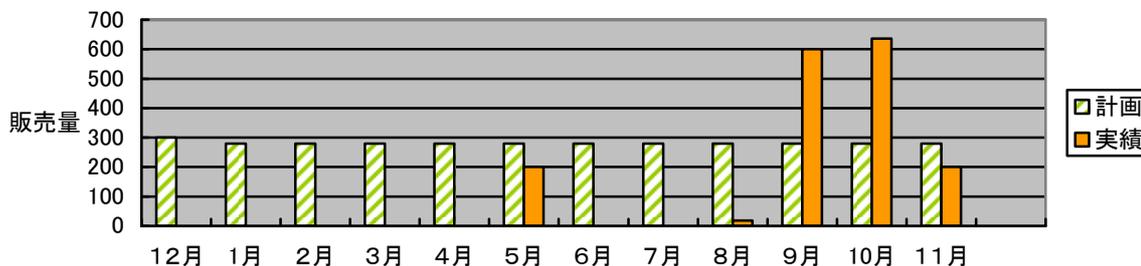
二酸化炭素排出量の削減(本社)



廃棄物排出量の削減(本社)



環境配慮型商品の販売(本社)



(2)今年度以降の目標(本社修正目標、およびSS新規目標)

① 本社

()内は昨年認証取得時の当初目標値

目標項目	単位	平成 21 年 実績	平成 22 年 修正目標	平成 23 年 修正目標	平成 24 年 修正目標
1 二酸化炭素 排出量の削減	kg- CO ₂	11,187 (13,709)	12,318 (13,571)	12,195 (13,436)	12,073 (13,302)
2 廃棄物 排出量の削減	Kg	100.46 (94)	97.45 (89)	94.52 (87)	91.69 (85)
3 環境配慮型 商品の販売	L	1,654 (3,360)	1,800 (3,600)	2,000 (4,800)	2,200 (6,000)
4 水使用量の 削減	—	水使用量については テナントビル一室を借用のため、水資源の投入量と総排出量を把握することが出来ないが水道使用時は節水を心掛けている。			

ア. 二酸化炭素の排出量(電灯・電力消費量)

今年度から賃借する部屋が一室増え二室になったことに伴いを本社の床面積が2倍になった。電力使用量は単純に行けば2倍になるところであるが、それではCO2 削減活動とならないため、一室賃借時の昨年度電力使用実績の2倍(二室)の数値に対して10%削減した電力量 即ち : 22年度電力消費量目標=21年度電力消費量×2×90% とした。

イ. 二酸化炭素の排出量(ガソリン消費量)

当初計画対比で21年度二酸化炭素排出量が大きく削減できたのは、このガソリン消費量が約2割削減できたことによる。この具体的理由は、一番走行距離の長い営業車にハイブリッド車を導入したことが理由である。逆に言えば、22年度以降はこのガソリン消費量を21年度実績対比で劇的に減らすことは難しいことから、1%削減を目標として設定した。

ウ. 廃棄物の削減

(1)目標の達成状況の項で述べた通り、廃棄物の21年度以降当初計画の基準となっている20年度実績の測定方法が現在行っている測定方法と違うため、実態に即さない目標となっていることが判明した。そこで、20年度実績対比で毎年3%の削減を22年度以降の目標に修正している。

測定方法の変更の背景は、20年度の実績算定時は、エコアクション21の認証取得にあたり、基準値を出すための推定方法であり、認証以降は当然ながら実測定(重量を測定)を行っていることがある。

エ. 環境配慮型商品の販売

エコアクション21の認証取得にあたり基準年となった20年度に対し、21年度が大きく景気後退の影響で販売量そのものが減少したことが、計画修正の背景である。

環境配慮型商品の販売比率をとったとしても、当社の推奨環境配慮型商品が原材料であること、環境配慮型商品が汎用商品より割高であることなどから、計画当初の販売は難しいとして、修正することとした。

21年度の販売量が底として、毎年10%の増販目標に修正した。

② 弥生ひらかたSS

22年度認証取得を目指す事業所であり、今回は21年度実績確認と目標値の設定を行う。

目標項目	単位	平成21年 実績	平成22年 目標	平成23年 目標	平成24年 目標
1 二酸化炭素排出量	kg-CO2	11,064	11,265	11,152	11,040
2 一般廃棄物排出量	Kg	1,385	1,371	1,357	1,344
産業廃棄物排出量	Kg	5,757	5,699	5,642	5,586
廃棄物排出量合計	Kg	7,142	7,070	7,000	6,930
3 環境配慮型商品販売 (オイル販売目標)	L	126	139	153	168
4 水使用量の削減	m3	1,355	1,341	1,328	1,314

ア. 二酸化炭素の排出量(電灯・電力消費量およびガソリン・灯油の自家使用燃料)

毎年21年度実績対比で1%ずつの削減を目標とする。

イ. 廃棄物の削減

一般廃棄物と産業廃棄物に分けて実測記録し、廃棄物量合計として毎年 21 年度実績対比 1%ずつの削減を目標とする。

ウ. 環境配慮型商品の販売

毎年 21 年度実績対比で10%ずつの増販を目標とする。

エ. 水使用量の削減

毎年 21 年度実績対比で1%ずつの削減を目標とする。

3. 主な環境活動計画の内容(本社、SS共通)

1) 二酸化炭素排出量の削減

● 電力使用の削減

・冷暖房の温度設定の配慮(温度設定管理表の記入)

(エアコン使用時は室内の温度計にて6月～9月は28℃程度、12月～3月は20℃程度の温度調整を設定)

・不必要な照明等は、停止する。(毎昼休憩時)

・業務終了後、主電源を切る(FAX 以外)

・クールビズ・ウォームビズ運動の推進

● ガソリン使用の削減

・燃費の良い車(ハイブリッド車など)の購入

・自動車使用時のアイドリングストップ・急発進・急停車の禁止

・車内の冷暖房の控えめ使用

・公共交通機関利用の促進

2) 廃棄物の削減及び再資源化の推進・・・3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動促進

● 一般廃棄物の削減

・ミスコピーの防止

・裏紙再利用の徹底

・書類の電子化

・不要になった書類・封筒は出来る限り紙リサイクルに回す

・マイカップ、マイ箸運動の推進

・ハンドソープ等の詰め替え用品の購入

● 産業廃棄物の削減

・廃油の分別回収に努める。

・産業廃棄物の分別回収に努める

⇒オイルエレメントは分別し、ガス缶は穴を開けて廃棄する。

● 省資源・グリーン購入の推進

・エコマーク商品の積極的な購入

・マット・埃取りはダスキンのリサイクル品を使用

・購入品は、なるべくリサイクルしやすいものを選ぶ

・グリーン調達の推進

3) 水使用量の削減

- ・節水に努めるという文面をオフィスおよびSSセールスルーム内に掲示する
- ・ビル内共同の洗面所及びトイレの節水に心掛ける。
- ・洗車機の効率運転による節水。

4) 社会貢献

- 省エネ・省資源に役立つ商品の販売促進
 - ・お客様に商品を薦める際は省燃費・低蒸発量・ロングライフな商品および原料としては、環境にやさしい不純物含有量の低い商品、生分解性の商品を極力薦め、お客様にも省エネ・省資源、環境調和に参加して頂くようにする。
- 環境情報の提供
 - ・エコドライブに関するチラシの作成・掲示
 - ・環境保全のために省エネ運転ポスターをスタンドに掲示

4. 代表者による全体の評価と見直し

1) 環境方針

環境に配慮した商品の販売促進を追記する。

2) 目標・環境活動計画

① 本社電力消費量については電灯と電力に分ける事で分析が行いやすくなった。
クールビズ運動の定着および温度計の設置、ポスターの掲載でエアコンの温度設定の理解が浸透し始めた。

本社事務所の床面積が倍増したことに伴い、電力消費量を次のように目標修正し設定した。

$$22 \text{ 年度電力消費量目標} = 21 \text{ 年度電力消費量} \times 2 \times 90\%$$

② 本社の廃棄物削減については、当初計画値の測定方法と実績値測定方法の違いから、当初予測より削減が難しいことが判明。当初目標設定時の▲12%を ▲3%に変更した。

③ 環境配慮型商品の販売

販売環境の変化より、21年度の実績をベースに毎年10%増販売する目標に修正した。
環境対応型潤滑油の販売目標を22年度は必ず達成出来るよう、工夫および需要家折衝を強化する。(特に本社卸売)

3) 環境経営システムの各要素

環境管理責任者が中心となって勉強会の内容および改善事項が発生した場合の改善記録など議事録を残す。

環境負荷低減活動について、今後も計画の内容をそのまま続行し、徹底を図る。数値だけではなく、社員一人一人の環境意識を向上させていきたい。

5. 環境関連法規への違反、訴訟の有無

環境関連法規等について違反訴訟等はなく、周辺地域及び関係機関からの指摘、苦情も過去3年間なかった。

環境関連法規の取りまとめ及び遵守状況のチェック表

当社の事業活動に当たって、遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を受ける事項は以下の通りである。

(1) 本社

法規等の名称	適用対象	該当事項	遵守の確認	違反訴訟苦情等
毒物及び劇物取締法	・毒物劇物を販売する者	・登録 ・納品伝票保管 ・登録免許更新 (H21年9月)	確認	なし
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	・廃棄物の適正処理 ・専ら再生利用を目的の 収集・運搬業者に委託	・廃棄物	確認	なし
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	・TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄	・TV ・洗濯機 ・冷蔵庫 ・エアコン	確認	なし
使用済自動車の再資源化等に関する法律	・自動車の所有者の責務 ・自動車の廃棄・使用済・ 自動車の引渡義務	・自動車	確認	なし

(2) 弥生ひらかたSS(参考)

法規等の名称	適用対象	該当事項	遵守の確認	違反訴訟苦情等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	・廃棄物の適正処理 ・専ら再生利用を目的の 収集・運搬業者に委託	・一般廃棄物 (クリーンズ) ・産業廃棄物 (喜楽鉱業、NSC システム)	確認	なし
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	・TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの廃棄	・TV ・洗濯機 ・冷蔵庫 ・エアコン	確認	なし

法規等の名称 (弥生ひらかた SS の続き)	適用対象	該当事項	遵守の 確認	違反 訴訟 苦情等
使用済自動車の再資源化等に関する法律	・自動車の所有者の責務 ・自動車の廃棄・使用済・ 自動車の引渡義務	・自動車	確認	なし
消 防 法	・保安監督者選任・届出 ・地下タンク漏洩検査 ・揮発油分析品質管理	・保安監督者 ・揮発油	確認	なし
土壌汚染防止法	・地下タンク漏洩検査	・安全点検ノート 記載事項の毎日 点検・記録	確認	なし
水質汚濁防止法	・地下タンク及び油水分離 槽の事故時の届出	・特定施設(自動 式車両洗淨施 設)(※) ・地下タンク ・油水分離槽	確認	平成21 年7月 枚方市 へ届出
下水道法	・洗車機及び生活排水の 下水道への排出の届出	・特定施設(自動 式車両洗淨施 設)(※)	確認	平成21 年7月 枚方市 へ届出
大阪府環境基本条例	・事業活動全般	・設備の届出 ・管理	確認	なし
大阪府生活環境の保 全に関する条例	・事業活動全般	・蒸気返還設備	確認	なし

※)特定施設(自動式車両洗淨施設)の変更届けについては、実際の変更時期は平成16年12月であったが、今回EA21のSS部門取り組みに当たり、届出漏れがあることが判明し、平成21年7月に枚方市に届出を行い承認を得ている。

以 上